

平成 28 年 6 月 30 日

都道府県  
各 指定都市  
中 核 市

民生主管部（局）長殿  
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について

ひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）については、ひきこもりの状態にある者の一次的な相談窓口として、平成 21 年度より、都道府県又は指定都市が実施主体となり整備を進めており、ひきこもりの状態の解消に向け、本人や家族に対する相談支援や就労支援機関等を始めとする関係機関との連絡調整等を行っている。

他方、生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行う制度として、平成 27 年 4 月から施行されたところである。ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮状態にある場合もあれば、現に生活困窮状態には至っていないくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

したがって、センターにおける支援と困窮者制度に基づく支援が、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、十分に連携することが重要である。具体的には、センターの支援を通じて、ひきこもりの状態から脱却した後に困窮者制度に基づく自立支援に切れ目なくつなげることや、当初から双方が役割分担の上で、共に支援を行うことが考えられる。

今般、これらの連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、その趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定

による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 自立相談支援機関とセンターとの連携体制の構築

自立相談支援機関とセンターが相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、十分に意思疎通を図り、関係性を構築することで、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いする。

その際、センターの実施主体は、都道府県、指定都市である一方、自立相談支援機関は、福祉事務所設置自治体ごとに設置されていることに留意し、両者の連携体制を構築するに当たっては、都道府県が適宜調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

### 2 両機関の対象者の早期発見、早期支援に向けた連携

生活困窮者やひきこもりの状態にある者を早期に発見し、早期に支援につなげるためには、センター及び自立相談支援機関がそれぞれ有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的であることから、それぞれのネットワークに相互に参画するよう努めること。また、センター及び自立相談支援機関が把握した生活困窮者やひきこもりの状態にある者を適切に両者の支援につなぐことが重要であることから、具体的には以下のとおり連携を図ることが考えられる。

- ・センターへの相談者のうち、生活に困窮し、複合的な課題を抱える者（世帯全体でみてそのような状況にあるケースを含む）について、本人の意向を踏まえつつ、センターから自立相談支援機関につなぐこと（つないだ後については以下の②を参照）。
- ・自立相談支援機関において把握した生活困窮者のうちひきこもりの状態にある者について、
  - ①プラン作成による継続的支援を実施しない場合は、本人に対してセンターを紹介すること。（このほか、地域において活動するひきこもり支援団体等につなぐことも考えられる。）
  - ②プラン作成により継続的支援を実施していく場合は、必要に応じてセンターの支援をプラン内容に盛り込み、支援調整会議にセンターが参加する等、必要な連携を図ること。

なお、両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、就労に向けた支援は自立相談支

援機関が担い、日常における見守りや傾聴等の支援はセンターが担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと。

なお、ひきこもりの状態にある者の支援においては、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもりの状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。自立相談支援機関は、就労準備支援事業や地域資源の活用等を通じて、支援に活用できる多様な場を準備するよう努めること。

### 3 ひきこもりサポーターとの連携について

平成 25 年度より、ひきこもりの状態にある本人や家族に対する早期対応を目的に、市町村を実施主体として、継続的な訪問支援やひきこもり地域支援センター等の専門機関への紹介等を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）を含む）の派遣事業を実施している。

市町村において、ひきこもりサポーターの派遣事業を実施している場合は、ひきこもりサポーターが、ひきこもりの状態にある本人がいる世帯を訪問し、本人や家族の話を傾聴すること等を通じて、当該世帯の状況等を把握していることが考えられる。このため、自立相談支援機関が、こうした世帯において生活困窮状態にある者の早期発見や世帯の状況等の把握の手段として、ひきこもりサポーターと連携することが効果的であることから、積極的に連携を図っていただくようお願いする。

### 4 留意事項

相談者をセンターや自立相談支援機関につなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や意向、必要と考えられる支援の内容等に係る個人情報の取扱いに十分配慮し、提供に当たっては本人に同意を得ることが基本となる。なお、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。